

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年5月 10 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1600397号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1700002号

第1 結論

平成3年*月から平成4年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年*月から平成4年3月まで

私の母は、平成4年6月頃、当時大学生であった私の国民年金の加入手続を区役所の窓口で行ってくれた。

請求期間の国民年金保険料については、母が、上記加入手続後すぐに、毎月の保険料の納付書とは別に自宅に送付されてきた納付書により、金融機関の窓口で8万円ぐらを一括で納付してくれた。

請求期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成4年6月頃、自身の母親が、区役所の窓口で国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているところ、請求者の国民年金の加入手続時期は、国民年金手帳記号番号払出簿において、請求者の手帳記号番号は平成4年6月10日に払い出されていることが確認できること等から、平成4年6月頃と推認され、請求者の主張する国民年金の加入手続時期と一致する。

また、請求期間の国民年金保険料について、請求者は、母親が、上記加入手続後すぐに、毎月の保険料の納付書とは別に自宅に送付されてきた納付書により、金融機関の窓口で8万円ぐらを一括で納付してくれたと主張しているところ、前述の推認される国民年金の加入手続時点において、請求期間の保険料を過年度納付することが可能である上、納付額(8万円)は、当該期間の保険料を実際に納付した場合の保険料額とおおむね一致している。

さらに、請求者の母は、昭和52年6月に国民年金に任意加入し、国民年金加入期間において国民年金保険料の未納はない上、付加保険料の納付、保険料の前納及び高齢任意加入をしているなど、国民年金制度に対する関心及び保険料の納付意欲は高かったものと認められ、その

母が、9か月と短期間である請求期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。